

# 大師換気所

## 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

平成23年6月1日から23年6月30日

(運転時間における1日平均値)

日付	低濃度脱硝装置 入口濃度 (ppm)	低濃度脱硝装置 出口濃度 (ppm)	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> ) 除去率 (%)	備考
6月1日	0.033	0.005未満	-	
6月2日	0.028	0.005未満	-	
6月3日	0.039	0.005未満	-	
6月4日	0.030	0.005未満	-	
6月5日	0.015	0.005未満	-	
6月6日	0.048	0.013	73%	除去性能低下 1
6月7日	0.036	0.013	64%	除去性能低下 1
6月8日	0.036	0.017	53%	除去性能低下 1
6月9日	0.044	0.022	50%	除去性能低下 1
6月10日	0.033	0.018	45%	除去性能低下 1
6月11日	0.022	0.015	32%	除去性能低下 1
6月12日	0.019	0.036	2	除去性能低下 1
6月13日	0.034	0.059	2	除去性能低下 1
6月14日	0.037	0.060	2	除去性能低下 1
6月15日	0.035	0.024	31%	除去性能低下 1
6月16日	0.031	0.016	48%	除去性能低下 1
6月17日	0.027	0.016	41%	除去性能低下 1
6月18日	0.024	0.005	79%	除去性能低下 1
6月19日	0.017	0.007	59%	除去性能低下 1
6月20日	0.030	0.014	53%	除去性能低下 1
6月21日	0.018	0.010	44%	除去性能低下 1
6月22日	0.031	0.024	23%	除去性能低下 1
6月23日	0.014	0.015	2	除去性能低下 1
6月24日	0.017	0.018	2	除去性能低下 1
6月25日	0.013	0.013	0%	除去性能低下 1
6月26日	0.009	0.012	2	除去性能低下 1
6月27日	0.017	0.005未満	-	
6月28日	0.022	0.005未満	-	
6月29日	0.042	0.005	88%	除去性能低下 1
6月30日	0.025	0.008	68%	除去性能低下 1

本測定データは、測定器の故障などによる異常値が含まれている場合がありますので、後日修正されることがあります。

### 【 濃度について 】

測定器は定期的に点検を実施しています。

点検時の校正値によって、測定データを補正する場合があります。

測定値 (運転時間における1日平均値) が測定器の測定下限値 (0.005ppm) 未満の場合、低濃度脱硝装置により出口濃度が測定器で測定できないほど、低い濃度となっているため、「0.005ppm 未満」と示しています。

### 【 除去率について 】

基本的な性能として、対象濃度 0.05ppm ~ 1.5ppm (1時間値) で、除去率 90%以上 (運転時間における1日平均値) としています。

除去率の「-」は、出口濃度の測定値 (運転時間における1日平均値) が測定器の測定下限値 (0.005ppm) 未満という非常に低い濃度のため、除去率の算出ができないことを示しています。

1 は、脱硝設備周辺が高湿度となり、NO<sub>2</sub>の除去性能が低下するという事象が発生したことを示しています。

2 は、脱硝設備には、若干ではありますが、電気集じん機によって、一酸化窒素 (NO) から NO<sub>2</sub> への酸化が促進され、より多くの NO<sub>2</sub> を除去するという効果があります。今回は脱硝機能が低下したため、入口濃度よりも大きな出口濃度が計測されたことを示しています。

### 留意事項

#### 計測濃度と環境基準の関係について

「環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域・場所については適用しない (大気汚染に係る環境基準について 環境庁告示第25号 昭和48年5月8日)」とのことから、計測したデータは環境基準と比較できるものではありませんのでご注意ください。

なお、二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) の濃度測定は、排気ダクト内の低濃度脱硝装置直近で行っています。

(参考)

・NO<sub>2</sub>の環境基準による大気汚染の評価について

「NO<sub>2</sub>の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間におけるNO<sub>2</sub>の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの (以下「1日平均値の98%値」と呼ぶ。) が0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、1日平均値の98%値が0.06ppmを超える場合には環境基準が達成されていないものと評価する。(二酸化窒素に係る環境基準の改定について 環大企第262号 各都道府県知事・各政令市市長宛 環境庁大気保全局長通達 昭和53年7月17日)」

除去率 - 濃度 ( 出口 ) - 湿度の関係 ( 6月1日 ~ 30日 )

